令和６年１２月１０日
学　校　職　員　課

教育長臨時代理の報告（区議会提出議案の意見聴取）

１　主旨

令和６年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じ、次のとおり「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」の一部改正を行うため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２９条の規定に基づき、１１月２２日に区長から教育委員会に意見聴取があった。

これに対する回答は速やかに行う必要があったが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第２条の２に基づき、教育長の臨時代理により１１月２５日に決定し、回答したので報告する。

２　特別区人事委員会勧告の主な内容

（１）給料表

① 公民較差（１１，０２９ 円（２．　８９ ％））を解消するため、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ

② 初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ

（２）期末手当・勤勉手当

①　年間の支給月数を０．２月引上げ（現行４．６５月→４．８５月）

②　引き上げ分は、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

（３）扶養手当

①　配偶者又はパートナーシップの相手方に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げ（配偶者等：６，０００円→廃止、子：９，０００円→１０，５００円）

②　受給者への影響を少なくする観点から、改正は段階的に実施（特例措置）

３　改正内容

（１）「幼稚園教育職員の給与に関する条例」【勧告のとおり実施】

<table>
<tr><th>項　目</th><th>概　要</th><th>施行年月日等</th></tr>
<tr><td>期末手当
【第２７条第２項及び第３項】
勤勉手当
【第３０条第２項及び第３項】</td><td><令和６年度１２月期の支給月数> 引上げ分を１２月の期末・勤勉手当に均等に配分
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">一般職員</th><th colspan="3">管理職員</th></tr>
<tr><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td rowspan="2">12月</td><td>支給月数</td><td>1.30月
(0.725月)</td><td>1.225月
(0.60月)</td><td>2.525月
(1.325月)</td><td>1.125月
(0.6375月)</td><td>1.40月
(0.6875月)</td><td>2.525月
(1.325月)</td></tr>
<tr><td>引上げ月数</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>0.20月
(0.10月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>0.20月
(0.10月)</td></tr>
</table>
() 内は定年前再任用短時間勤務職員</td><td>令和６年１２月分支給に適用</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>期末手当
【第２７条第２項及び第３項】
勤勉手当
【第３０条第２項及び第３項】</td>
<td><令和７年度以降の支給月数>　　引上げ分は６月期・１２月期に均等に配分
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">一般職員</td><td colspan="3">管理職員</td></tr>
<tr><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>合計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6月
12月</td><td>支給月数</td><td>1.25月
(0.70月)</td><td>1.175月
(0.575月)</td><td>2.425月
(1.275月)</td><td>1.075月
(0.6125月)</td><td>1.35月
(0.6625月)</td><td>2.425月
(1.275月)</td></tr>
<tr><td>引上げ月数</td><td>0.05月
(0.025月)</td><td>0.05月
(0.025月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>0.05月
(0.025月)</td><td>0.05月
(0.025月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">合計</td><td>支給月数</td><td>2.50月
(1.40月)</td><td>2.35月
(1.15月)</td><td>4.85月
(2.55月)</td><td>2.15月
(1.225月)</td><td>2.70月
(1.325月)</td><td>4.85月
(2.55月)</td></tr>
<tr><td>引上げ月数</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>0.20月
(0.10月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>0.20月
(0.10月)</td></tr>
</table>
（）内は定年前再任用短時間勤務職員</td>
<td>令和７年度以降の支給に適用</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>給料表
【別表第１】</td><td>幼稚園教育職員給料表の改定</td><td>改正条例の公布の日（令和６年４月１日より適用）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　目</th><th>概　要</th><th>施行年月日等</th></tr>
<tr><td>扶養手当
【第１１条第２項及び第３項】</td><td>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下、「配偶者等」）に係る手当を廃止し、子に係る手当額の増額
<table>
<tr><td></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr>
<tr><td>配偶者等</td><td>６，０００円</td><td>廃止</td></tr>
<tr><td>子</td><td>９，０００円</td><td>１０，５００円</td></tr>
</table></td><td>令和７年４月１日
※特例措置あり</td></tr>
<tr><td>扶養手当
【第１１条第２項及び第３項】
（特例措置）</td><td>受給者への影響を少なくする観点から、改正を段階的に実施
<table>
<tr><td></td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td>配偶者等</td><td>４，０００円</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>子</td><td>９，５００円</td><td>１０，０００円</td></tr>
</table>
※令和９年度以降は改正のとおり</td><td>同上</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>期末手当
第２８条第３号及び第４号並びに第２９条第１項第１号及び第３項第１号</td><td>刑法改正に伴う改正
文中「禁錮」を「拘禁刑」に改める</td><td>令和７年６月１日</td></tr>
</table>

（２）「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」

<table>
<tr><th></th><th>概　要</th><th>施行年月日等</th></tr>
<tr><td>期末手当
【第１７条第２項】
勤勉手当
【第１７条の２
第２項】</td><td><令和６年度１２月期の支給月数>　引上げ分を１２月の期末・勤勉手当に均等に配分
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">一般職員</th></tr>
<tr><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td rowspan="2">12月</td><td>支給月数</td><td>1.30月</td><td>1.225月</td><td>2.525月</td></tr>
<tr><td>引上げ月数</td><td>0.10月</td><td>0.10月</td><td>0.20月</td></tr>
</table></td><td>令和６年１２月分支給に適用</td></tr>
<tr><td>期末手当
【第１７条第２項】
勤勉手当
【第１７条の２
第２項】</td><td><令和７年度以降の支給月数>　引上げ分は６月期・１２月期に均等に配分
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">一般職員</th></tr>
<tr><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6月
12月</td><td>支給月数</td><td>1.25月</td><td>1.175月</td><td>2.425月</td></tr>
<tr><td>引上げ月数</td><td>0.05月</td><td>0.05月</td><td>0.10月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">合計</td><td>支給月数</td><td>2.50月</td><td>2.35月</td><td>4.85月</td></tr>
<tr><td>引上げ月数</td><td>0.10月</td><td>0.10月</td><td>0.20月</td></tr>
</table></td><td>令和７年度以降の支給に適用</td></tr>
</table>

（３）「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」

項　目	概　要	施行年月日
給料月額 【第２条】	給料月額を増額 現行７６５，５００円から７７１，６００円へ改正	改正条例の公布の日（令和６年４月１日より適用）
期末手当 【第４条第３項】	現行３．９０月から４．１０月分へ引上げ（０．２０月分） 引上げ分は、１２月の期末手当より割振り	改正条例の公布の日
	令和７年度の期末手当の引上げ分（０．２０月分） ６月期：０．１０月分 １２月期：０．１０月分	令和７年４月１日

6世教総 第312号 6.11.25 世田谷区教育委員会 収受

６世総第４９４号
令和６年１１月２２日

世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之　様

世田谷区長　保坂　展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）」第２９条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

１　案件名
（１）幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（２）会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（３）世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

２　案　文
別紙のとおり

３　提案議会
令和６年第４回世田谷区議会定例会

４　回答期限
令和６年１１月２５日（月）

５　担　当
総務部総務課総務係　齋藤　内線２０６４

６世教総第３１２号
令和６年１１月２５日

世田谷区長　あて

世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之

区議会提出議案に関する意見聴取について（回答）

区議会提出議案に関する意見聴取について（令和６年１１月２２日付６世総第４９４号）により意見を求められた議案について、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第２条の２により、教育長の臨時代理により決定し下記のとおり回答します。

記

１　議案名
（１）　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（２）　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（３）　世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

２　意見
異議なし

担当　　教育総務課調整係
鈴木　内線２７４５

議案第　　号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２７日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　幼稚園教育職員の給与を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年３月世田谷区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２７条第２項中「１００分の１２０」を「１００分の１３０」に改め、同項ただし書中「１００分の１０２．５」を「１００分の１１２．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２０」を「１００分の１３０」に、「１００分の６７．５」を「１００分の７２．５」に、「１００分の１０２．５」を「１００分の１１２．５」に、「１００分の５８．７５」を「１００分の６３．７５」に改める。

第３０条第２項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１２２．５」に、「１００分の１３０」を「１００分の１４０」に改め、同条第３項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１２２．５」に、「１００分の５５」を「１００分の６０」に、「１００分の１３０」を「１００分の１４０」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６８．７５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第６条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700
	33	259,300	341,200	387,000	416,800
	34	260,700	342,800	388,400	417,700
	35	261,900	344,500	389,900	418,700
	36	263,400	346,300	391,000	419,500
	37	264,600	347,500	392,000	420,300
	38	266,000	349,000	393,200	421,200
	39	267,200	350,600	394,300	421,900
	40	268,600	352,100	395,100	422,700

41	270, 200	353, 200	396, 000	423, 500
42	271, 400	354, 600	396, 900	424, 300
43	273, 000	356, 000	397, 900	425, 200
44	274, 500	357, 200	398, 700	426, 000
45	276, 100	358, 300	399, 400	426, 700
46	277, 700	359, 600	400, 000	427, 400
47	279, 200	360, 900	400, 800	428, 100
48	280, 800	362, 200	401, 500	428, 700
49	282, 000	363, 400	402, 300	429, 300
50	283, 500	364, 600	402, 900	430, 000
51	285, 000	365, 700	403, 600	430, 600
52	286, 400	366, 900	404, 400	431, 100
53	288, 200	368, 000	405, 100	431, 600
54	289, 500	369, 100	405, 900	432, 200
55	290, 900	370, 100	406, 700	432, 700
56	292, 600	371, 100	407, 400	433, 300
57	294, 500	372, 000	407, 900	433, 900
58	296, 400	372, 900	408, 600	434, 400
59	298, 400	373, 800	409, 200	435, 000
60	300, 400	374, 700	409, 900	435, 600
61	302, 500	375, 500	410, 500	436, 100
62	304, 000	376, 400	411, 100	436, 600
63	305, 800	377, 200	411, 700	437, 100
64	307, 600	377, 900	412, 300	437, 700
65	309, 600	378, 700	412, 800	438, 100
66	311, 200	379, 500	413, 300	438, 600
67	312, 900	380, 100	413, 900	439, 100
68	314, 500	380, 900	414, 500	439, 500
69	316, 300	381, 700	415, 100	440, 000
70	317, 900	382, 300	415, 600	440, 500
71	319, 500	383, 000	416, 200	441, 000
72	321, 100	383, 900	416, 800	441, 500
73	322, 600	384, 700	417, 300	441, 900
74	324, 200	385, 400	417, 900	442, 400
75	325, 800	386, 000	418, 400	442, 900
76	327, 400	386, 700	419, 000	443, 400
77	328, 900	387, 300	419, 400	443, 800
78	330, 400	387, 900	419, 900	444, 200
79	331, 800	388, 400	420, 400	444, 700
80	333, 200	389, 000	420, 900	445, 200
81	334, 600	389, 600	421, 400	445, 700
82	336, 000	390, 100	421, 900	446, 200
83	337, 300	390, 700	422, 400	446, 700
84	338, 500	391, 300	422, 900	447, 100

85	339, 700	391, 900	423, 300	447, 600
86	341, 000	392, 500	423, 700	448, 000
87	342, 400	393, 000	424, 200	448, 400
88	343, 600	393, 600	424, 700	448, 800
89	344, 800	394, 100	425, 200	449, 100
90	346, 000	394, 500	425, 600	449, 400
91	347, 200	395, 100	426, 100	449, 800
92	348, 300	395, 600	426, 600	450, 200
93	349, 400	396, 100	427, 000	450, 600
94	350, 400	396, 600	427, 400	451, 000
95	351, 400	397, 100	427, 800	451, 400
96	352, 400	397, 600	428, 200	451, 800
97	353, 400	398, 000	428, 600	452, 100
98	354, 300	398, 400	428, 900	452, 400
99	355, 100	398, 900	429, 300	452, 800
100	355, 800	399, 400	429, 700	453, 200
101	356, 500	399, 900	430, 100	453, 600
102	357, 200	400, 400	430, 500	
103	357, 900	400, 900	430, 900	
104	358, 400	401, 400	431, 300	
105	359, 000	401, 900	431, 600	
106	359, 500	402, 400	432, 000	
107	360, 000	402, 900	432, 400	
108	360, 600	403, 400	432, 800	
109	361, 300	403, 800	433, 100	
110	361, 800	404, 200	433, 500	
111	362, 300	404, 700	433, 900	
112	362, 800	405, 200	434, 300	
113	363, 300	405, 700	434, 600	
114	363, 800	406, 100		
115	364, 300	406, 500		
116	364, 800	406, 900		
117	365, 200	407, 300		
118	365, 600	407, 700		
119	366, 100	408, 100		
120	366, 600	408, 500		
121	367, 100	408, 900		
122	367, 600	409, 200		
123	368, 100	409, 600		
124	368, 500	410, 000		
125	368, 900	410, 400		
126	369, 200	410, 800		
127	369, 600	411, 200		
128	370, 000	411, 600		

	129	370,300	411,900		
	130	370,500			
	131	370,900			
	132	371,300			
	133	371,700			
	134	372,000			
	135	372,400			
	136	372,800			
	137	373,200			
	138	373,600			
	139	374,000			
	140	374,400			
	141	374,700			
	142	375,100			
	143	375,500			
	144	375,800			
	145	376,200			
	146	376,600			
	147	377,000			
	148	377,400			
	149	377,800			
	150	378,200			
	151	378,600			
	152	379,000			
	153	379,300			
	154	379,700			
	155	380,100			
	156	380,500			
	157	380,900			
	158	381,300			
	159	381,700			
	160	382,100			
	161	382,500			
	162	382,900			
	163	383,300			
	164	383,700			
	165	384,000			
	166	384,400			
	167	384,700			
	168	385,100			
	169	385,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 233,100	基準給料月額 円 272,300	基準給料月額 円 295,900	基準給料月額 円 335,200

第２条　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項各号を次のように改める。

⑴　前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）　１０，５００円

⑵　前項第２号から第５号までに該当する扶養親族　６，０００円

第１２条第１項第２号中「前条第２項第３号若しくは第５号」を「前条第２項第２号若しくは第４号」に改める。

第２７条第２項中「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に改め、同項ただし書中「１００分の１１２．５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に、「１００分の７２．５」を「１００分の７０」に、「１００分の１１２．５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６１．２５」に改める。

第３０条第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１１７．５」に、「１００分の１４０」を「１００分の１３５」に改め、同条第３項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１１７．５」に、「１００分の６０」を「１００分の５７．５」に、「１００分の１４０」を「１００分の１３５」に、「１００分の６８．７５」を「１００分の６６．２５」に改める。

第３条　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２８条第３号及び第４号並びに第２９条第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定並びに次項から附則第５項まで及び第１０項の規定　公布の日

⑵　第２条の規定及び附則第６項から第８項までの規定　令和７年４月１日

⑶　第３条の規定並びに附則第９項及び第１１項の規定　令和７年６月１日

２　第１条の規定（第２７条第２項及び第３項並びに第３０条第２項及び第３項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第１

条による改正後の条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（令和６年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

３　令和６年４月１日から第１条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第１条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和７年３月３１日までの間における異動者の号給の調整）

４　施行日から令和７年３月３１日までの間において、第１条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第１条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

５　第１条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例措置）

６　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間における第２条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第２条による改正後の条例」という。）第１１条第３項の規定の適用については、同項第１号中「１０，５００円」とあるのは、「９，５００円」とする。

７　令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間における第２条による改正後の条例第１１条第３項の規定の適用については、同項第１号中「１０，５００円」とあるのは、「１０，０００円」とする。

８　令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの間において、第２条の規定によ

る改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第１１条第２項第１号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第２条による改正後の条例第１１条第２項及び第３項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。

⑴　令和７年度　４，０００円

⑵　令和８年度　２，０００円

（第３条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例に伴う経過措置）

９　第３条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第３条による改正後の条例」という。）の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条による改正後の条例第２９条第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（委任）

１０　附則第３項から第５項までに定めるもののほか、第１条及び第２条の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

１１　附則第９項に定めるもののほか、第３条の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て世田谷区教育委員会規則で定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第１条による改正後	改正前
○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年３月13日条例第22号 （期末手当） 第27条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の130を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。 ４～６　省略 （勤勉手当） 第30条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教	○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年３月13日条例第22号 （期末手当） 第27条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の102.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。 ４～６　省略 （勤勉手当） 第30条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教

第１条による改正後	改正前
育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。
４～７　省略	４～７　省略
別表第１　省略	別表第１　省略

第２条による改正後	第１条による改正後
○幼稚園教育職員の給与に関する条例	○幼稚園教育職員の給与に関する条例
（扶養手当）	（扶養手当）
第11条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	第11条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
	（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方
（１）　省略	（２）　省略
（２）　省略	（３）　省略
（３）　省略	（４）　省略
（４）　省略	（５）　省略
（５）　省略	（６）　省略
３　扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族１人につき当該各号に掲げる額とする。	３　扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族１人につき当該各号に掲げる額とする。
（１）　前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）　10,500円	（１）　前項第１号及び第３号から第６号までに該当する扶養親族　6,000円
（２）　前項第２号から第５号までに該当する扶養親族　6,000円	（２）　前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）　9,000円
４　省略	４　省略
第12条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。	第12条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
（１）　省略	（１）　省略
（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族た	（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族た

第２条による改正後	第１条による改正後
る子又は前条第２項第２号若しくは第４号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）	る子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
２～４　省略	２～４　省略
（期末手当）	（期末手当）
第27条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第27条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の130を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。
４～６　省略	４～６　省略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第30条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第30条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教	２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教

第２条による改正後	第１条による改正後
育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。
４～７　省略	４～７　省略

第３条による改正後	第２条による改正後
○幼稚園教育職員の給与に関する条例	○幼稚園教育職員の給与に関する条例
第28条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第28条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
（１）・（２）　省略	（１）・（２）　省略
（３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの	（３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの
（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの
第29条　教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第29条　教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
（２）　省略	（２）　省略
２　省略	２　省略
３　教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さな	３　教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さな

第３条による改正後	第２条による改正後
ければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 （２）・（３）　省略 ４～６　省略 附　則（令和　年　月　日条例第　号） （施行期日等） １　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 （１）　第１条の規定並びに次項から附則第５項まで及び第10項の規定　公布の日 （２）　第２条の規定及び附則第６項から第８項までの規定　令和７年４月１日 （３）　第３条の規定並びに附則第９項及び第11項の規定　令和７年６月１日 ２　第１条の規定（第27条第２項及び第３項並びに第30条第２項及び第３項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第１条による改正後の条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。 （令和６年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給） ３　令和６年４月１日から第１条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」とい	ければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合 （２）・（３）　省略 ４～６　省略

第３条による改正後	第２条による改正後
う。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第１条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。 （施行日から令和７年３月31日までの間における異動者の号給の調整） ４　施行日から令和７年３月31日までの間において、第１条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第１条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （給与の内払） ５　第１条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 （扶養手当に関する特例措置） ６　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間における第２条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第２条による改正後の条例」という。）第11条第３項の規定の適用については、同項第１号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。 ７　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間における第２条による改正後の条例第11条第３項の規定の適用については、同項第１号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。	

第３条による改正後	第２条による改正後
８　令和７年４月１日から令和９年３月31日までの間において、第２条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第２項第１号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第２条による改正後の条例第11条第２項及び第３項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。 （１）　令和７年度　4,000円 （２）　令和８年度　2,000円 （第３条の規定による改正後の幼稚園教職員の給与に関する条例に伴う経過措置） ９　第３条の規定による改正後の幼稚園教職員の給与に関する条例（以下「第３条による改正後の条例」という。）の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条による改正後の条例第29条第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。 （委任） 10　附則第３項から第５項までに定めるもののほか、第１条及び第２条の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。 11　附則第９項に定めるもののほか、第３条の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て世田谷区教育委員会規則で定める。	

議案第　　号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２７日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　会計年度任用職員の給与を改定する必要があるので、本案を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年１０月世田谷区条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「１００分の１２０」を「１００分の１３０」に改める。

第１７条の２第２項中「１００分の１１２．５」を「１００分の１２２．５」に改める。

第２条　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「１００分の１３０」を「１００分の１２５」に改める。

第１７条の２第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１１７．５」に改める。

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和７年４月１日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第１条による改正後	改正前
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月１日条例第21号	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月１日条例第21号
（会計年度任用職員の期末手当） 第17条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 ２　期末手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３～４　省略	（会計年度任用職員の期末手当） 第17条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 ２　期末手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３～４　省略
（会計年度任用職員の勤勉手当） 第17条の２　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 ２　勤勉手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の122.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３～４　省略	（会計年度任用職員の勤勉手当） 第17条の２　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 ２　勤勉手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３～４　省略

第２条による改正後	第１条による改正後
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 （会計年度任用職員の期末手当） 第17条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 ２　期末手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の125を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３～４　省略 （会計年度任用職員の勤勉手当） 第17条の２　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 ２　勤勉手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の117.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３～４　省略 附　則（令和　年　月　日条例第　号） この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和７年４月１日から施行する。	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 （会計年度任用職員の期末手当） 第17条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 ２　期末手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３～４　省略 （会計年度任用職員の勤勉手当） 第17条の２　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 ２　勤勉手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の122.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３～４　省略

議案第　　号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２７日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　教育長の給料の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和４７年６月世田谷区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「７６５，５００円」を「７７１，６００円」に改める。

第４条第３項中「１００分の１９５」を「、６月に支給する場合においては１００分の１９５、１２月に支給する場合においては１００分の２１５」に改める。

第２条　世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「、６月に支給する場合においては１００分の１９５、１２月に支給する場合においては１００分の２１５」を「１００分の２０５」に改める。

附　則

１　この条例中第１条及び次項の規定は公布の日から、第２条の規定は令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（第２条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。この場合において、第１条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

第１条による改正案（公布の日施行）	旧
第２条　教育長の給料の額は、月額771,600円とする。 第４条　（省略） ２　（省略） ３　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215を乗じて得た額とする。 （１）～（３）（省略）	第２条　教育長の給料の額は、月額765,500円とする。 第４条　（省略） ２　（省略） ３　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、100分の195を乗じて得た額とする。 （１）～（３）（省略）
第２条による改正案	**第１条による改正後の条例案**
第４条　（省略） ２　（省略） ３　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の205を乗じて得た額とする。 （１）～（３）（省略） 附　則（令和　年　月　日条例第　号） １　この条例中第１条及び次項の規定は公布の日から、第２条の規定は令和７年４月１日から施行する。 ２　第１条の規定（第２条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。この場合において、第１条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。	第４条　（省略） ２　（省略） ３　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215を乗じて得た額とする。 （１）～（３）（省略）